

地域特性を重視したスクールソーシャルワーク ー 子ども・学校のニーズに合わせた実践からー

おお た ゆ か り
太 田 由 加 里

〈要 旨〉

最近の小・中学校のいじめ、不登校の増加や高出現率に対応する福祉的アプローチの一つとして、スクールソーシャルワークの活用が必要とされている。文部科学省が2008年度から活用事業として始めたスクールソーシャルワークの成果は、活動が開始して日が浅いこともあり、まだその蓄積が少ない。しかし一方で着実に成果を上げている地域も散見される。

本稿では、SSW活動やその成果が顕著なA市のSSWer活動に焦点をあて、その先駆的取り組みから成果を上げている要因を明らかにする。さらに今後のスクールソーシャルワークが子どもや学校に寄与できることは何かを模索しつつ今後の課題を検討する。

〈キーワード〉

スクールソーシャルワークⁱ スクールソーシャルワーカー アウトリーチⁱⁱ チームアプローチ

I 研究目的

2008年度から文部科学省が「スクールソーシャルワーカー（以下：SSWer という）活用事業」を予算化し全国141地域においてその展開が始まった。そのなかでいち早くその事業の受託・導入に名乗りをあげた地域がある。本稿の研究目的の第一点は、スクールソーシャルワーク（以下：SSW という）を積極的に取り入れ、確かな成果を上げている地域を取り上げ、その地域におけるSSWer導入の契機、活動初期から現在に至るまでの過程を明らかにすることである。第二点は、その活動形態や内容の特徴及び成果を促進した要因について考察すること、第三点は今後のスクールソーシャルワーク継続・活用のために成果の可視化を試みることである。

II 研究方法

研究方法は、先行研究及び聴き取り調査による。聴き取り調査は、2010年8月初

旬に実施し、その対象は、①東京都近郊にある A 市の教育委員会とそこに配置された SSWer3 名、②東京都の児童養護施設 2 ヶ所、③東京都・横浜市の母子生活支援施設 2 ヶ所、④神奈川県内の児童相談所 1 ヶ所などである。しかし、施設や相談所の職員を対象とした聴き取りにおいて、スクールカウンセラーとの協働は見られたものの、SSWer が子どもの教育問題に対応しているという事実やそれに関する情報は得られなかった。そのため、聴き取り調査結果による分析は、A 市の SSWer 活動報告書を基に、A 市の教育委員会職員 1 名及び SSWer3 名の方々からの聴き取り内容を対象に行った。また聴き取った内容を子どもの学習権の保障と地域特性に合わせたスクールソーシャルワークという視点で再分析し、考察を加えた。聴き取り調査は、依頼時に調査内容について説明、実際の場面では半構造化した面接票を用いて実施した。

Ⅲ 子ども・学校のニーズを尊重した SSWer の活動

前述したように文部科学省が 2008 年度から「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始、さらに 2009 年度には東京都が新たな教育事業「登校支援員活用事業」を立ち上げた。この 2 つの事業開始と同時にこれらの受託に向けて手を挙げた地域が A 市である。A 市は、東京都近郊にある小中学校あわせて 10 校の市である。A 市は、SSW が学校や子ども、保護者にどのような効果をもたらすのかも不明かつ手探り状態のなか、地域における教育問題に危機感を持ち、その解決の糸口を見出したいと名乗りを上げた。

本稿では、A 市の 2 年にわたる SSW を追いながら、その実践が確かな成果へと実を結ぶ要因を探ることにより、今後の SSWer 活用事業の継続に向けた根拠と課題を明らかにしていく。実際にどのように活動が進められたのか、導入から活動にいたるまでの過程を把握する。

① A 市における地域特性を重視した SSWer 導入の契機

まず A 市が SSWer 活用事業に手を挙げた教育的な背景としては、市内の小中学校において、不登校の児童及び生徒の出現率が他の地域に比べて高いこと（表 1 参照）、また A 市の地域特性として外国籍の子どもたちが多く、日本語習得の不利をもたらす「基礎学力の低さ」が指摘されていたことがある。さらに表 2 は「不登校となったきっかけと考えられる状況」である。この項目は、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 20 年度）」であるが、全国と A 市の傾向を比較すると不登校理由として特に「家庭の生活環境の急激な変化」が、A 市の場合高くなっている。その割合は全国では小学校 7.9%、中学校 4.3%であるのに対し、A 市の小学校 17.2%、中学校 14.5%である。不登校となったきっかけが、友人関係や学業の不振、学校のきま

りや生活環境の変化など、子ども自身に関わる問題というよりはその家庭環境に関わる問題が背後にあることが伺える。これらのことから SSWer 導入に際し、特に重点が置かれたのが「不登校児童及び生徒の出現率を減らすこと」であった。

表 1 A市の不登校児童・生徒数と出現率

年度	小学校		中学校	
	A市	東京都	A市	東京都
17	33 (1.00)	1,771 (0.32)	67 (4.27)	6,765 (3.12)
18	38 (1.19)	1,871 (0.34)	87 (5.80)	7,049 (3.24)
19	23 (0.74)	1,880 (0.34)	96 (6.31)	7,192 (3.23)
20	22 (0.73)	1,838 (0.33)	83 (5.57)	7,079 (3.15)

(単位：人)

※()内、不登校児童・生徒出現率(%)

※出現率=不登校児童・生徒数÷在籍児童・生徒人数×100

※不登校児童・生徒とは、年間30日以上欠席したもののうち病気や経済的な理由によるものを除いたものである。

平成21年度「福生市学校サポートチーム研究実践報告書」
福生市教育委員会 pp4より引用

表 2 不登校となったきっかけと考えられる状況

区分	A市		全国	
	小学校	中学校	小学校	中学校
いじめ	1 (3.5)	7 (5.9)	498 (1.6)	3187 (2.6)
いじめを除く友人関係をめぐる問題	1 (3.5)	17 (14.5)	2747 (9.3)	20692 (16.3)
教職員との関係をめぐる問題	0 (0.0)	1 (0.9)	654 (2.2)	1583 (1.3)
学業の不振	3 (10.3)	21 (17.9)	1470 (4.9)	11391 (9.0)
クラブ活動、部活動等への不適応	0 (0.0)	4 (3.5)	59 (0.2)	2655 (2.1)
学校のきまり等をめぐる問題	0 (0.0)	12 (10.3)	179 (6.0)	4642 (3.7)
入学、転編入学、進級時の不適応	0 (0.0)	5 (4.3)	758 (2.5)	4113 (3.2)
家庭の生活環境の急激な変化	5 (17.2)	17 (14.5)	2328 (7.9)	5496 (4.3)
親子関係をめぐる問題	4 (13.7)	1 (0.9)	4263 (14.4)	9801 (7.7)
家庭内の不和	1 (3.5)	3 (2.6)	1369 (4.6)	4611 (3.6)
病気による欠席	0 (0.0)	7 (5.9)	2010 (6.8)	7239 (5.7)
その他本人に関わる問題	11 (38.0)	20 (17.1)	9540 (32.3)	42683 (33.7)
その他	3 (10.3)	2 (1.7)	2607 (8.8)	4721 (3.8)
不明	0 (0.0)	0 (0.0)	1029 (3.5)	3845 (3.0)
計	29 (100.0)	117 (100.0)	29511 (100.0)	126659 (100.0)

平成20年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査を基に筆者作成

※複合的要因による

(単位：人)

② A市におけるSSWerの採用基準

A市では2009年度の「スクールソーシャルワーカー活用事業」の指定を受けて3名のSSWerを採用、配置した。特にSSWerの採用基準に資格要件は設けておらず、実際の採用に関しては子どもへの愛情とフットワークを重視した。その結果、採用にいたったのは、小中学校のPTA会長・主任児童委員・適応指導教室やスクールカウンセラーなどの経験者であった。A市のSSWer採用のスタートは資格優先ではなく、子どもの立場で地域に根づいた人材を登用した点が特徴といえよう。活動を開始した現在、ソーシャルワーク研修をはじめとして様々な研修に臨み、スキルアップに努めているとのことであった。

③ SSWerの活動形態

A市のSSWerは教育委員会から学校に派遣される派遣型である。派遣された場合、学校内の委員会に属し、学校内部のスタッフとして依頼のあった問題に対応していくという形をとっている。学校からの依頼もあるが、学校内での動きを見て、そこから問題を掘り起こしたり吸い上げたりする役割も担っている。初年度はSSWerの周知徹底をはかるために、学校への挨拶まわりと学校内委員会への参加を積極的に試みるという活動に重点を置いている。聴き取り調査から、A市の小中学校10校に3名のSSWerが関わっているが、この人員配置が限界でこれ以上は担当できないとのことであった。しかしSSWerが学校内の委員会に属して一委員として活動している点が特徴として挙げられよう。

④ SSWerの活動内容

A市のSSWerの活動内容は多岐にわたっているため、それぞれの場所や役割を項目ごとに分けてその内容を把握する。

④-1 学校での活動

学校内の委員会メンバーとして学校に関わることで、さらにSSWだよりを作成し可能な限り多くの人にSSWerの存在やその活動内容を知ってもらおうと広報活動も併せて行っている。その対象は子どもだけでなく、保護者や学校など子どもに関係のある施設や機関など多岐にわたっている。

④-2 連携体制を作る活動

子どもに関わる他機関や施設などと連携体制を作りだすこともSSWerの活動の一つである。特にA市の場合は2006年度に文部科学省の「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」の指定を受け、市側の体制として「サポートチーム」を発足させている。これは、不登校児童・生徒への働きかけとして、学校、家庭、関係機関等と

の連携を図るために編成されたチームであり、これへの関わりが SSWer の活動の一つでもあり、A 市の SSWer 活動の特徴でもある。このサポートチームにおいて SSWer は学校、家庭、行政、相談機関、医療機関などを繋ぐ役割を果たす中心的な役割を果たしている。まさにソーシャルワークのチームアプローチが「学校サポートチーム」によって実現している。

④-3 子どもの学校や教育上抱える問題の掘り起こしのための調査

SSWer は、起こった問題に対応するのはもちろんであるが、この地域では「学校はどのような問題の対応に困っているか」について、事前にアンケート調査を実施している。問題が起こったら出向いていく「待ちの姿勢」ではなく、アウトリーチを重視したソーシャルワークを展開している点が特徴である。学校や地域における子どもの教育上の問題を掘り起こし、解決に導いていく積極的な関わりが活動の成果に繋がっている。

④-4 SSWer の児童生徒に対する活動

SSWer は児童や生徒に対して、相談を受けることや見守り活動を行う。そのためには児童生徒に SSWer の顔を覚えてもらうことから始め、活動報告の新聞を学校内で配布、活動内容を伝える。特に学校内では時折授業を見学、気になる様子のある子どもについては勤務外でも声をかけ、必要があれば他機関に繋ぐなどしている。SSWer が日常的に授業見学を行い、気になる子を見守るという活動は、学校の担任との情報共有や連携にも繋がり、その後の対応にも効果的であろう。

④-5 地域特性に合わせた SSWer の活動

SSWer は外国人の子どもの居住が多い A 市の地域特性に合わせ、日本語の習得に関する援助を日本語のプレクラスを持つ NPO と連携を取りながら活動を行っている。その中で学習の様子や気になる子どもの発見に努めている。さらに地域の教育問題として危機を感じているいじめや暴力行為、器物損壊の状況（表 3～5 参照）についてもその減少を目標に見守りなどの活動を行なっている。

表 3 A市のいじめの認知件数

年度	小学校	中学校	小中計
18	19	18	37
19	10	11	21
20	14	6	20

(単位：件)

表4 A市の暴力行為(※)の発生件数

年度	小学校	中学校	小中計
18	7	38	45
19	13	36	49
20	20	13	33

(単位：件)

※暴力行為とは、「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の合計をいう。

表5 A市の器物損壊(暴力行為のうち)の件数

年度	小学校	中学校	小中計
18	3	12	15
19	0	14	14
20	3	0	3

(単位：件)

④-6 SSWerの活動方針

A市のSSWerの活動は制度が先ではなく、「困っている子どもたちを放っておけない」という思いありきの活動が先である。教育委員会から派遣されたスタッフとして、子どもや保護者の立場で双方の気持ちに寄りそった対応を心掛けている。例えば児童虐待が疑われるような場合は、最初から保護者が虐待を起こしたくて起こしているわけではなく、身近に育児について相談できる相手がいないことによるつまづきであることを共通理解としていること、さらにSSWerはその身近な相談相手となれるよう、自分自身の子育て経験などそれまでの経験や感性も大切にした活動を心がけているとのことであった。

④-7 SSWの成果

A市ではSSW事業導入後、不登校の児童や生徒の数、虐待の件数が減少傾向を見せ、SSWerが介入したケースの子どもたちは次第に安定してきているという。当初、事業に消極的であった小中学校にも理解が広がり、効果的な連携をとれるようになってきている。また関連機関や専門職も増えており、子どもたちの様子や見守り活動、気になる子どもたちの発見が以前よりも容易になってきている。

広報活動も功を奏し、子どもたちから声をかけてくれる場合も増えている。さらに報告書も作成し、今までの活動を振り返りこれからの活動の指針にするなど、その蓄積は確実に成果を見せている。

⑤ チームアプローチの実際

A市ではSSWerが単独に活動しているのではなく、前述したように「学校サポートチーム」のメンバーとして活動している点に特徴がある。表6は、学校サポートチームのメンバーと活動頻度の一覧である。この表からも、学校サポートチームはSSWer、登校支援スタッフ、学習・生活支援員、学習指導補助員、適応指導補助員、アドバイザースタッフ、教育センター、教育相談室、そよかぜ教室、教員研究・研修所という10専門職及び機関から構成されていることがわかる。

表6 A市学校サポートチームの人員配置一覧

職名	人数	勤務日	勤務の状況
1 ssw	4	1人あたり 2～4日/週	教育委員会に配置し、学校からの要請により派遣
2 登校支援スタッフ	4	1日～3日/週	必要に応じ、学校に派遣
3 学習・生活支援員	6	1日/週	各小学校に配置
4 学習指導補助員	32	1日～5日/週	各小学校に配置
5 適応指導補助員	9	1日～5日/週	各中学校に配置
6 アドバイザースタッフ	6	必要に応じて勤務	小・中学校で必要に応じ市教委と相談のもと、募集、採用
7 市教育センター			
・教育相談室	5	2～4日/週	それぞれ教育センターに勤務。必要に応じ、学校で対応する場合もある。
・そよかぜ教室	5	4日/週	
・教員研究・研修所	7	4日/週	

表2～6 平成21年度「福生市学校サポートチーム研究実践報告書」福生市教育委員会より引用

登校支援スタッフとは、平成21年度の東京都教育委員会「登校支援員活用事業」を受託、A市が独自にこの名称にして、学校の必要性に応じて警察官OB、教育関係者（元校長経験者など）、大学院生などを学校に配置したものである。役割としては、不登校傾向のある児童生徒の家庭訪問、学習・生活支援、未然防止に向けた取り組み、保護者への支援など不登校児と保護者への全面的支援を行っている。

また学習・生活支援員とは、市独自に設けた制度で小学校における生活指導を推進するために各小学校に配置されている。人員は臨床心理士などの有資格者が中心で、小学校において児童・保護者・教職員の相談に対応、校内における組織的な教育相談体制の構築、児童の学習や生活について必要な支援や助言を行うなどの役割を担っている。

さらに学習指導補助員は、児童生徒の学力向上をめざして、市独自にこの制度をもうけており、特に小学校入学直後の児童に対して教室での学習態度の定着や国語、算数を

軸として着実な理解を図るために配置されている。特に小学校1年生から3年生までの全学級の国語、算数の授業に補助員として参加するという形態を取っている。学習内容の理解が不十分な児童や授業に参加できない児童に個別に声をかけ、学習内容の理解に向けた補助を行っている。

また、A市では平成16年度より中学校の不登校出現率が都平均よりも高く課題となっていたために（平成20年度、A市5.57%、東京都平均3.15%）これらの生徒の学校復帰をめざして適応指導補助員制度を設けている。これは、中学校に登校したものの教室に入れない生徒に対して適応支援や相談活動を行うものである。

これらのメンバーの他に、アドバイザースタッフがいる。これは教員の補助で大学生が有償ボランティアとして子どもに関わる制度である。学年や授業を問わず、必要な授業に補助員として参加したり、学校行事などの際に円滑な運営を行うために配置されている。これも市独自の制度である。これらのスタッフを総合的に支援する機関として教育センターがあり、子ども家庭支援センターなどとの連携をはかっている。また教員研究・研修、教育相談、適応指導などの役割も担っている。

前述したように、児童養護施設・母子生活支援施設の各2ヶ所計4ヶ所、さらに児童相談所においても、子どもとSSWerとの関係性についてヒアリングしたが、児童指導員もスクールカウンセラーとの関わりの有用性は認めたものの、SSWerの存在を認識していない人がほとんどであった。学校での福祉的アプローチが特に必要とされるのではないかと推測される要保護児童においてもSSWが浸透していない結果が見受けられた。

IV 成果を上げたA市のSSWの特徴

A市のSSWは、この地域の小中学校の課題であった不登校児の減少という成果を上げている。その成果を促進した要因や活動の特徴を取り上げてみる。

① A市の教育関係者が学校や子どもの問題を共有していること

SSWの成果を促進した要因として、学校や教育委員会を中心とした教育関係者が日常的に学校や子どもの現状を把握し、その現状を少しでも良い方向に変えるべくデータの蓄積や問題の原因を共有している点が挙げられよう。A市の不登校率が東京都や全国平均と比べて高いなど、日頃から学校や子どもに対して危機感を持っている姿勢が、新たに展開する事業への着手に効果を上げている。危機感とともにそれまでの活動の集約やデータの蓄積が事業受託を迅速にしている。日頃の子どもの関するデータと教育関係者の積極的な働きかけがSSWの成果上昇に繋がっているといえよう。

② SSW 導入に際して 2 段階のアンケート及び聴き取り調査などアウトリーチを重視したソーシャルワークを実現していること

教育委員会は SSW 導入に際して各小中学校に「平成 20 年度 SSW 活用事業に関わるアンケート調査」を質問紙形式で行っている。その結果として、学校が子どもたちの対応に苦慮しているのは、「不登校・問題行動・発達障害（傾向も含む）」であることを把握した。さらにそのアンケート結果を受けて、SSWer が全市内小中学校に直接聴き取り調査を行っている。その結果、新たなケースの発見や学校側が苦慮している具体的内容が鮮明に浮き彫りにされ、聴き取り前のアンケート結果では 110 件であった問題件数が、聴き取り実施後は 171 件（平成 20 年 7 月現在）に膨らむという結果が生まれた。これはアンケートでは問題視されなかった事案が聴き取りを行う過程で問題として掘り起こされたという事実を物語っている。

SSW 導入に際して全小学校・中学校にアンケート調査を行い、その対応すべく問題を掘り起こしたうえで、さらに聴き取り調査を行うという 2 段階の調査を準備することで、アンケート結果をより具体的な問題へと明確にしたこと、そして学校側へ聴き取り調査を行った SSWer 自身の周知をはかった点は今後の SSW 導入に際して参考になる丁寧な方法だと思われる。

③ 2 段階の調査結果から導き出された SSWer への期待が明確であること

2 段階の調査からわかったことは、学校側は SSWer に家庭や地域社会の環境への働きかけを望んでいること、また地域ネットワークづくりも求めていることが示唆された。この 2 点は SSWer の役割を改めて認識することになり、これらの調査結果から SSWer は自らに求められ期待されている役割を自らの聴き取りによって確認できたことには意義があった。学校側が抱える問題の聴き取り作業から、模索状態だった SSWer の役割が明確になったといえる。

④ 調査結果から導き出した 2 年間にわたる活動実績があること

2 段階の調査で学校側から挙げた解決が必要な 171 件のケースについて、SSWer は子ども家庭支援センターとケースの照合を行っている。この照合により、双方における重複ケースは支援の重点ケースとしてその情報を共有化し、また双方からの関わりを見直そうとする取り組みである。この取り組み方法は、この地域の SSW の特徴として挙げることができる。そのスクリーニングを行った結果、SSWer が具体的な関わりを持ったのは 76 件であった。

調査結果とはいえ 171 件に 3 名全員のワーカーが関わり、解決をはかるのは、事業開始当初は難しいことといえる。そのために他機関とケースの照合、調整を行うことはケー

スの介入という点で効果的である。また各関係機関がお互いに重複ケースの照合や調整作業を行なうことにより、他職種連携という点で問題を共有することにもなったといえよう。

⑤ SSW 介入の成果を学校側に報告することによって相互（学校側と SSWer）の信頼関係が生まれていること

平成 20 年度終了時、76 件中 64 件において以前よりも家庭の状況把握が進み、生徒の不登校が解消したなどの改善点が見られた（表 7 参照）。

表 7 平成 20 年度の改善ケース

主訴	件数 (%)
不登校	28(43.7)
不登校傾向	4 (6.2)
問題行動	14(21.8)
非行	8(12.5)
虐待	3 (4.7)
日本語の問題	3 (4.7)
いじめ	1 (1.6)
音信不通	1 (1.6)
下校渋り	1 (1.6)
保護者間トラブル	1 (1.6)

出典「平成 21 年度 A 市学校サポートチーム研究実践報告書」p.15

SSWer は担当したケースの分析や関わりについても学校側に対して詳細な報告をしている。その結果、SSW 介入による改善の報告を受けた学校側からの依頼はアンケート調査結果時点では 171 件であったが、改善報告後は 207 件（平成 20 年度 3 月末日時点）に増えている。やはり介入の効果や SSW の成果を可視化し、学校側に報告することによって学校側も改めてその効果を認識する。学校側への最初の聴き取りが子どもたちや教育上の問題把握に繋がり、SSWer の的確な活動となり、成果をあげていく。それを報告することによって相互に信頼関係が生まれている。さらに表 8 は SSWer の対応であるが、最も多いのが「学校との連絡調整・担任へのサポート」であり、次に「行動観察」「家庭訪問」「関係機関への連絡」「面談」「ケースカンファレンス」「付き添い」となっている。これらは子どもを取り巻く関係機関や環境との働きかけや調整であり、まさに SSW ならではの活動内容である。

表8 SSWerの対応

対応	件数
学校との連絡調整・担任へのサポート	57
行動観察	56
家庭訪問	44
関係機関への連絡	43
面談	31
ケースカンファレンス参加	7
付き添い	3

※複合的対応による

出典「平成21年度A市学校サポートチーム研究実践報告書」p18

⑥ A市は「学校サポートチーム」というチームアプローチを実現していること

この地域では、従来の学校の課題（不登校や発達障害などの子どもたちの対応）を認識して、A市独自の「学校サポートチーム」を形成している。さらに市独自のスタッフ制度をも作っている。そのチームはⅢの④-2、⑤で前述したように、登校支援スタッフ、学習・生活支援員、学習指導補助員など10専門職及び機関で構成されている。それらの名称や役割は重複している面はあるものの、その重なりは情報交換によって縦横無尽にセーフティネットのように張り巡らされている。

SSWerは、その学校サポートチームの一員であり、そのチームのコーディネーターでもある。他地域のSSWerはスクールカウンセラーとは協働しているが、この地域のような教育関連の多くのスタッフと協働しているわけではない。A市のSSWer活動の特徴として学校サポートチームの一員として動いていること、同じ教育分野のスタッフとの協働が可能なこと、地域のなかで孤立化しないことが挙げられる。しかし一方で、多くの関連スタッフがいるために、見過ごしてしまいがちな点もあるとのSSWerの指摘があったが、それを認識して共有していることが大切だと思われる。

A市のSSWが成果を上げている要因として、学校サポートチームの存在とそのチームアプローチの実際が挙げられるだろう。

V 今後の課題

事業開始後2年が経過した現在も、SSWerらは活動の方法や範囲を模索中であるという。SSWerが今後の活動にむけて解決すべき課題と感じていることがあるが、その第一点は、地域・学校・子ども・保護者をSSWの対象として、どこまで介入しどこでその介入を終結させるかという点である。例えば勤務時間を超えての対応を全て行うことは不

可能であるが、問題のある児童を発見した際、時間外だからと介入しないわけにはいかない。また困難事例への対応などはどこまで介入し、どの時点で専門性の高い機関に繋げていく判断をすれば良いのかなどの見極めが難しいということであった。

また二点目の課題としては、学校や子ども、保護者からの理解がまだまだ不十分であるという点である。活動が浸透してきたとはいえ、学校や家庭に関わらせてもらうことができない場合や反対に学校から必要以上に期待され、本来の活動範囲以上のことを要求される場合もある。また多くの人には理解しにくいスクールカウンセラーとの役割の違いについて説明を求められることも多いという。

三点目の課題としては、SSWer が関係機関に頼りすぎてしまうことがあるという点である。連携する関係機関や専門職が増えたことと関連して、問題を抱えている子どもや家庭を他の機関で探してくれるのではないかと安心してしまい、発見が遅くなるという場合である。

またSSWer が学校や他機関と連携を図る場合、あるいは子どもと関わりを持つ際、SSWer が何かはわからないがあなたは信頼できるという人柄で判断、信頼される場合もあるという。人柄で信頼を得ていくという方法はSSWer が新たな職種として地域に根づいていくための大切なアプローチ方法だと思われる。

今後、SSW の効果を上げるためには、A 市の取り組みのような地域特性や学校・生徒・保護者のニーズを的確にくみ取りながら、その地域にあったSSW の形を作っていくことが必要であろう。既存の枠組みにとらわれないボトムアップの手法がこれからのSSW には求められている。

特にA 市での取り組みのように、地域のニーズや求められる課題を自ら掘り起こしていくアウトリーチ活動もその成果に繋がる重要な要因である。A 市の2 段階による調査や対象へのアプローチは、今後のSSW のモデルの一つとなろう。さらにSSW は何でも屋としてどんな問題でも引き受けるのではなく、学校、教員、関連する各委員など、それぞれの役割を明確にして、問題へアプローチを行い、その調整をはかっていく。その過程こそがSSW の役割の明確化に繋がっていくものであろう。また今後はA 市のSSW に対してスーパービジョンが求められ、学校サポートチームのチームアプローチやアウトリーチなど、ソーシャルワークを中心とした活動のより実践的な積み重ねが求められるだろう。

<注>

- i 学校において実践されるソーシャルワークの総称。不登校、いじめ、校内暴力など学校における問題が顕在化し、家庭内暴力や児童虐待など家庭内の問題が学校に持ち込まれることが多くなったことを背景として、スクールソーシャルワーカーの重要性が指摘されるようになった。子どもに焦点をあてるだけでなく、子どもを家庭や地域と密接な関係をもつ存在としてとらえ援助する点に特徴がある。アメリカではソーシャルワークの一分野として発達して

きたが、日本では教育現場に十分に根づいた実践にまでは至っていない。(社会福祉用語辞典 2010 中央法規出版 69 ページ 一部筆者加筆修正)

- ii 社会福祉の利用を必要とする人々のすべてが、自ら進んで申請をするわけではない。そこで、むしろ社会福祉の実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な取り組みのことをいう。日本語訳としては「館外出張事業」ともされる。アウトリーチは手を伸ばしてとる、手を差し伸べるなどの意味があるが、リーチアウトという用語が用いられることもある。(社会福祉用語辞典 2010 中央法規出版 2 ページ)

<参考文献>

- ・ 福生市教育委員会 2010「福生市学校サポートチーム研究実践報告書」福生市教育委員会
- ・ 文部科学省 2008「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
- ・ 鈴木文治 2006『インクルージョンをめざす教育』明石書店
- ・ 鈴木文治 2010『排除する学校―特別支援学校の児童生徒の急増が意味するもの』明石書店
- ・ 山野則子 2010「ソーシャルワークの視点から問い直す」『学校ソーシャルワーク研究』第5号
- ・ 岩崎久志 2010「学校ソーシャルワーク実践に求められる学際性」『学校ソーシャルワーク研究』第5号
- ・ 山野則子 2010「スクールソーシャルワークの役割と課題―大阪府の取り組みからの検証―」『社会福祉研究』第109号
- ・ 山村睦・斉藤弥生・上野谷加代子 2010「海外のソーシャルワーク教育から学ぶ」『月刊福祉』2010年11月号
- ・ 青木紀 1997「アメリカにおけるスクールソーシャルワーク」『教育福祉研究』第3号
- ・ 大阪府教育委員会児童生徒支援課 2005「SSW配置小学校における活動と他校での活用ガイド」
- ・ 中 典子 2007『アメリカにおける学校ソーシャルワークの成立過程』みらい
- ・ 渡辺実 2007「特別支援教育とインクルーシブ教育の展望」バンク・G・エリクソン『ソーシャル・インクルージョンへの挑戦 排斥のない社会を目指して』明石書店
- ・ 酒井朗・青木紀久代・菅原ますみ編著 2007『子どもの発達危機の理解と支援』金子書房
- ・ 大塚美和子 2008『学級崩壊とスクールソーシャルワーカー―親と教師への調査に基づく実践モデル』相川書房
- ・ 門田光司 2008『学校ソーシャルワーク入門』中央法規
- ・ 日本学校ソーシャルワーク学会 2008『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規
- ・ 山野則子・峯本耕治編 2008『スクールソーシャルワークの可能性』ミネルヴァ書房
- ・ 阿部彩 2008『子どもの貧困』岩波新書
- ・ 浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編 2008『子どもの貧困』明石書店
- ・ 社団法人日本社会福祉士養成校協会 2008『スクール（学校）ソーシャルワーカー育成・研修等事業に関する調査研究報告書』
- ・ 門田光司・奥村賢一 2009『スクールソーシャルワーカーのしごと』中央法規
- ・ 岩田美香 2009「スクールソーシャルワークの展開」『子どもの貧困白書』明石書店
- ・ 柴田徹 2009「福岡県におけるスクールソーシャルワーカー活用事業の取り組み状況と求められる人材像」福岡県教育庁教育振興部義務教育課
- ・ 山下英三郎 2009『相談援助 子どもたちとの関わりを中心に』学苑社
- ・ 日本スクールソーシャルワーク協会編 山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳編 2009『スクールソーシャルワーク論 歴史・理論・実践』学苑社
- ・ 乾美紀・中村按秀 2009『子どもにやさしい学校 インクルーシブ教育をめざして』ミネルヴァ書房
- ・ 中村晴信 2009「小学生における保健室への来室の有無と疲労との関連」『小児保健研究』第68巻 第4号

- ・ 子どもの貧困白書編集委員会編 2009 『子どもの貧困白書』 明石書店
- ・ 藤本典裕・制度研編 2009 『学校から見える子どもの貧困』 大月書店
- ・ 山野則子 2008 「スクールソーシャルワークの実証的研究」『平成 19 年度文部科学省研究報告書』
- ・ 学校等における児童虐待防止に向けた取り組みに関する調査研究会議 2006 『学校等における児童虐待防止に向けた取り組みについて（報告書）』 文部科学省
- ・ 小林理 2008 「子どもと家庭のセーフティ・ネットと子育て支援」『ソーシャルワーク研究』 vol.34 No.3
- ・ 福山和女 2009 「ソーシャルワークにおける協働とその技法」『ソーシャルワーク研究』 vol.34 No.4
- ・ 中西久恵 2009 「日本で暮らす外国の文化的背景をもつ子どもへの教育支援」『社会福祉研究』 第 107 号
- ・ Iowa School Social Workers Association 2009 「SSW Survey」 ISSWA
- ・ University of Hawaii School of Social Work <http://www.hawaii.edu/sswork/2010.10.28>